

第十六回国会 文部委員会 議 録 第八号

昭和二十八年七月七日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 天野 公義君 理事 坂田 道太君

理事 原田 憲君 理事 田中 久雄君

理事 辻原 弘市君 理事 前田榮之助君

理事 世耕 弘一君

尾関 義一君 岸田 正記君

竹尾 式君 今井 耕君

中嶋 太郎君 高津 正道君

野原 寛君 山崎 始男君

大西 正道君 松平 忠久君

小林 信一君

出席國務大臣 大達 茂雄君

出席府委員 文部大臣 田中 義男君

(初等中等教育局長) 田中 義男君

(文部事務官) 稲田 清助君

(文部事務官) 稲田 清助君

委員外の出席者 文部事務官 (大臣官房) 福田 繁君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

文部事務官 (大臣官房) 石井 昂君

委員に選任された。

同月七日

理事伊藤一君の補欠として天野公義君が理事に当選した。

七月四日

私立恩給財団の国庫補助金増額に関する請願(戸田里子君紹介)(第二五八七号)

義務教育費国庫負担額確保に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第三八八七号)

同月六日

学校給食法制定に関する請願一件(中原健次君紹介)(第二七六六号)

の審査を本委員会に付託された。

同月四日

義務教育費国庫負担に関する陳情書(東京都港区立愛宕中学校内東京都公立中学校長会会長野口彰)(第六五七号)

同外四件(愛知県議会議員池田駒平外四名)(第六六八号)

第十回国民体育大会兵庫県招致に関する陳情書(兵庫県知事岸田幸雄外一名)(第六六九号)

積雪寒冷地帯における屋内運動場建設費国庫補助金増額に関する陳情書(新潟県知事岡田正平)(第七二二二号)

私立教職員共済組合法の制定促進に関する陳情書(東京都千代田区神田三崎町二丁目三十四番地日本私学団体総連合会河野勝斎)(第七一三三号)

を本委員会に送付された。

同日六日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日六日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日六日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日六日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日六日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日六日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日六日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日六日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日六日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日六日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日六日

委員金光庸夫君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日六日

文部行政に関する説明聴取

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

大日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

○辻委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選挙を行います。伊藤一君は病氣のため理事辞任の申出がありましたので、理事が一名欠員になっております。理事の選挙は、先例により委員長において指名するに御異議ありませんか。

○辻委員長 御異議なしと認め、私より天野公義君を理事に指名いたします。

○辻委員長 次に文部行政に関する件を議題といたします。前会に引続いて文部大臣に対する質疑を行います。辻原弘市君。

○辻原委員 若干の点につきまして大臣に質問いたします。最初に施設方針の教育方針の中で、非常に問題になつております。特に愛国心の涵養、道徳教育、これらの問題と非常に密接な関連を持つて大臣が発言されました教育勅語の問題につきまして、私は端的に大臣にお伺いをいたします。今までのつとこの問題につきまして質疑応答がかわされました速記録を、私は読んでみたのでありますが、まだ釈然といたしませんので、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○辻委員長 第一は、教育勅語は、これが制定公布されましたときに、個々の徳目に重点が置かれてあつたのか、あるいはこの勅語を通じて流れている一貫した精神、その精神作用と申しますか、それに重点が置かれてあつたのか、いずれであるか、大臣はどうお考えになるか、この点をお伺いしたいのであります。

○大達國務大臣 これは当時どういふつもりであつたかといへば、私の私見になるかと思つておりますが、教育勅語は、その根本となつておる道徳的精神と申しますか、これは大体この前も申し上げましたような、わが民族の伝統的な道徳精神というものの一つとして勅語が出たと思つておりますが、その精神の現われとしての徳目は、勅語の発布せられたその当時の社会事情、あるいは当時の国家の形態、こういう環境に即応した徳目として選ばれたものと思つておるのであります。そうしていふに重点があるかといふことは、根本の精神と、その現われである徳目というものは、一体不離のものであると思つておるのであります。いふまでもなく従つてという性質のものでないものであります。これは各徳目の中に根本の精神がうかがわれ、そのうして根本の精神が発露して各徳目となつた。この両者は一体不離の關係に立つものであつて、いずれが主であり、いずれが従であるといふものではないと思つておるのであります。

○辻原委員 個々の徳目は並列的ではなくて、根本的な精神、それと共同作用のもとにこの勅語が形成されてい

る、こ

ういふふう

に御答弁になつたと思つて

おりますが、

そうすると前

回からつと、

ここに速記録がありま

すが、大臣が

お話をなさつてお

りますように、

時代の變遷に

従つて個々の徳

目を取捨選択

して行くといふ考

え方は、た

だいまのお話

とは非常に考

え方が異な

つていふとい

うふうには私

は受取るの

であります

が、その点

はどうで

ござい

ますか。

○大達國務大臣 私が今申し上げましたように、民族には伝統した長い間実践し來つた道徳、また長い間かくなければならぬと考えられて來た道徳、これはおのづからいふに民族にもあると思つてお

ります。そうしてそれがいかなる徳目として現われるかといふことは、その時代、その社会において必要な形をとるものである、こ

う思つておるのであります。従つて教育勅語の中に掲げられた徳目が、今日政治の形態においても、あるいは社会の環境においても、あるいはわが新憲法の目ざすところの理想においても、教育勅語の発布せられた当時と異なつて來た環境である以上は、その徳目が今日の新時代にふさわしい形をとるべきである、かように私は前に申し上げておつたと思つてお

ります。ただいま申し上げたのも、教育勅語に現われている徳目は、わが国伝統の道徳的精神が明治の時代を背景として徳目として現われて來た、今日は同じ精神が今日の時

代環境を基礎にして、それにふさわしい形で現われるべきものである、こう思うのでありまして、ただいま申し上げた答弁と先日申上げた点は、私の考えとしてはその間矛盾したところはないつもりであります。

○辻原委員 そうした徳目が、新しい時代の息吹きの中に、時代の背景をになつて生れて来るものだ、こういうふうな言われておるわけですが、今日の時代にかりに徳目が形をかえて、そうして新しい基調にのつとつて生れて来ておるものは、具体的に教育の指針としてどこにそれが現われて来ておるのか。この点についていま一度申し上げますと、そうした徳目が大臣のお話では新しい時代にふさわしいような形で生れるのだとおっしゃつておるわけですが、そうすると今日そういう新しい、いわゆる国民道徳と申しますか、社会道徳と申しますか、こういう教育の指針になるものはないのではなくして、すでにあるわけなのです。それをどこに大臣は求められておるのか、具体的にそういう指針というものが今ないのかどうか、その点どうお考えになつておられますか。

○大達國務大臣 これはわが国の新憲法におきまして、それから教育の基本法におきまして、新しく再出発したわが国の目ざす社会というものは、そこに規定をしておられるのであります。これは必ずしも法律が規定したからどうこう言うのではないと思つてあります。しかしこれらの規定が端的に今日の新しい日本の行く道を示しておると思つてあります。それにふさわしい、それに要求せられる、いわば平和な高度な文化国家を育成し、

健全な民主社会を建設する、それがために要求される道徳、徳目というものが、今日高揚せられるべきものであると思つてあります。それならそういうものを、一々羅列せよと言われましても、これは私は文部当局がこれを細大漏らさず教育勅語式に一方的にきめて、国民にかくあるべしと示す筋合いのものではないと思つてあります。これはそれ／＼の今までそうであつたごとく、国民の良識によつておのずから取捨するべきものである、かように考えております。

○辻原委員 そうすると大臣が言われた考え方は、今日の時代では新憲法がこれにとつてかわる基本的なものである、それに対するこれを背景として個々の徳目については、これは一つ／＼を国民に示すものではない、そういう必要はない、こう言われることは、これは先般もどなたかの質問にありましたが、裏を返せば、かつて天野文相が口にされておりましたような、いわゆる徳目を中心にした道徳実践要綱といったようなもの、これが道徳の一つの基本であるといつたような、与え方はしない、そういう考えであるのか、どうか、この点を承つておきたい。

○大達國務大臣 あるいは私の言葉が十分でありませんために、御納得行かなかつた点があつたかと思つてあります。私は文部省というものが文教の責任者である、こういう立場から今日社会において要求せられる徳目は、かく／＼のものである。これをきめて天くだり式に国民に押しつけるべき筋合いのものではないと思つてあります。しかしながら今日の文化国家ないし民主社会として要求せられる道

徳というものは国民の良識としておのづからあるのでありまして、これが一つ／＼議論の種になるようなものではないと思つてあります。従つてそれは一般の社会観念あるいは国民の良識というにもよつておのずからきまつておるものでありまして、それを学校においての道徳教育において取上げて、人間は寛容でなければならぬとか、あるいはお互いに助け合ふなければならぬとか、友達には仲よくしなければならぬとか、夫婦は仲よくしなければならぬとか、こういうような国民の良識の上から異論のない徳目というものはおのづからあるわけでありまして、これを学校の教育において取上げるといふことはむろんしなければならぬし、さうしつかえのないことである。しかし徳目はこの種類のものに限定せられる。またこれを文教の責任者であるという立場において断定、決定して国民に押しつける、こういう筋合いのものではないと思つてあります。

○辻原委員 だん／＼と承れば、教育勅語については、これは個々の徳目と精神は不即一体のものである。従つて今日の時代背景においては、少くともこの種のものは国民の基本的な教育の指針としては不適当である、こういうふうには承つておる。従つて今日の新しい教育の指針はあくまでも憲法に盛り込まれたその精神に基づくものである。ここまで来ますれば、私はいさ少しはつきりしておきたいのでありますが、憲法に基づく新しい教育の指針ということ、これは今まで教育勅語の問題を中心にして、いろ／＼論争がかわされて来まして、何も事新しく今日の時代に教育の指針を別に求めるということをしなくとも、これは教育基本法を見れば明らかであります。私は今大臣が少くとも新憲法に基いて教育の基本をやるのだというお話がありましたので、この基本をやるのだというお話がありましたので、この基本法に基く教育の根本精神と、それから教育勅語による教育の根本精神というものを対比して考えてみたい。まずこれは先般来からも述べられました、教育勅語における根本精神、これは「教育ノ淵源亦美ニ此ニ存ス」、いわゆるその前にあるところの朕惟「ニ」から始まつて忠孝の道徳という縦の道徳、これが「世々厥ノ美」をなして来て、これがいわゆる「教育ノ淵源」である、根本精神である、この教育勅語は明らかに規定をしておるこの忠孝の、いわゆる国体の精神と申しますか、この教育の根本精神、これを中心にして「爾臣民」以下の徳目が現われて来ている。これらの徳目によつて教育勅語はいかなる目的を国民に果させようとしてくるかは、一番最後の、これは先般も、高津委員から御指摘のありました、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」というのが教育の根本理念になつてゐるのであります。それとこの基本法とを対比してみますと、もちろんこの基本法の前文を熟読含味すれば教育勅語の精神とは非常に遠い、いわゆる新しい教育理念というものがうかがえるわけなのです。特にその第一条の教育の目的をいかに規定しているかを見ますと、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育

成を期して行われなければならない」ということがありまして、ここに私は教育勅語の精神と、新しい憲法に基く新しい教育理念、いわゆる個々の人格を完成し、それがよりよき社会の形成者となる教育の目的との間に非常に大きな差異を見出すのであります。しかもその教育の根本的な方法としては「その自主的精神に充ちた」という言葉の中に現われておりますように、あくまでも自己意識に目ざめたそういう個人主義あるいは民主主義、これを基調として教育が進められなければならないというところが、この目的の第一条にはつきり明示されてあるのであります。従つて私は、大臣が今教育勅語は今日の教育の指針にはならないと申されたことは、大臣の真意であると思つた。但し今まで世耕委員の御発言に始まつた当時の大臣の御見解によるならば、これは世上誤解を招いておりました。教育勅語それ自体の形式あるいは世耕委員の指摘されましたように「朕惟「ニ」という「朕がいけない、あるいはその文法それ自体がいかなる国家主義当時のああいふ一つの方法にのつとつておる、この文がいけないのであつて、その中に盛り込まれておる内容自体は、これは民族の伝統であるから、その考え方はいいのである」といふような受取り方をされておると思つてあります。大臣が先ほどからお話のように、新憲法に基くのだというお考えを採用されるならば、この勅語の精神、それから基本法に示されておる精神との間に大きな差異があることを大臣もお認めになつておつて、教育勅語というものは指針として採用すべ

きものではないというお考えに立たれたら、私は大臣の御答弁を考へておるわけでありすが、そういうふうな了解にさしつかえないかどうか、いま一度はつきりしておいていただきたい。

○大連國務大臣 私はいきよう申し上げること、先日來申し上げておりましたことは、一貫した同じ考へ方で申し上げておるのであります。教育勅語に盛られておるわが国民の伝統的な教育的精神、これは新憲法を中心として新しい国家社会をつくり上げんとする今日の社会に、その基調となるべき道徳精神とちつとも背馳するものではないと思つております。ただ具體的の徳目としては時代々々によつて形がかわつて行くだけだ、こういうことを申し上げておるのであつて、教育勅語が新憲法下における道徳精神と矛盾して相いれないものである、かような考へておらぬのであります。御指摘の通り、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造をめざす教育、私は教育勅語に盛られてある道徳的精神は、やはりわが国民の伝統として、教育基本法に掲げられておるその目的と背馳するものでないのみならず、これが基礎となるべきものである、かように考へておるのであります。

○辻原委員 わが国伝統の道徳精神といふことをよく言われるわけでありすが、このわが国伝統の道徳精神が新憲法の精神に盛り込まれておる、こういうふうには言われるのですが、これは事実間違ひございせんか。教育勅語はわが国伝統の道徳精神を盛り込まれ

て來たものである、それが現在新憲法の中においても盛り込まれておるから、教育勅語は必ずしも排斥すべきではないといふふうな三段論法のお話をなさつておるのでありますが、その通りでございせんか。

○大連國務大臣 民族の道徳といふものが、法律がかわつたからといつてきのうまでの道徳が一挙にして不道徳になり、またそれは今新しい憲法あるいは教育基本法が変更されることを予想する理由も必要ありません。しかしながら法律がきまつたからといつて、昨日までの道徳が一挙に矯正され、新しい道徳が出現する。国民の道徳といふものはさうな法律の規定によつてたちまち捨てられたり、興されたりするやうな簡単なものではないと思つておられます。私は先ほども申した通り、教育勅語の形を固執するものではありません。教育勅語に示されたわが民族伝統の道徳精神といふものは、これは保存するべきものである、といふよりも、むしろ保存せざるを得ない、そういう性質のものであると思つておられます。憲法がかわつた、教育基本法が制定されたといつて、その法律の規定によつて、きのうまでの道徳が一挙に矯正され、新しい道徳がでなければならない、そういう性質のものでない、これを申し上げておるのであります。

○辻原委員 よきにつけあしきにつけ、民族の伝統の道徳といふものは、一朝一夕にこれがなくなつたり、あるいはかわつて來たりするものではない、このことはわかります。それだからこそ、ここに捨て去るべき道徳があるならば、それを捨て去るやうな方法

を教育の上において講じたのが、これが新憲法の精神であり、教育基本法ではないですか。しかもさきに大臣からお話のありましたように、個々の徳目は、これは切り離して、いわゆる単語のうちに、一つ／＼が並列的に並べられると、それは価値あるものでないことは、これは常識論であります。個々の徳目は、あるいは「朋友相信シ」友達は仲よくし、「夫婦相和シ」、こういう一つのことがそれ／＼切り離されて存在しているところに、この眼目の道徳価値といふものが存在するのではなくして、それらが一貫されて、そこにある種の国民道徳といふものが建設されておる。それが重要な眼目である。従つてこの徳目は今日の時代においてふさわしくないから、これをさらに単語カードのように並べて、いらなくなつたから捨ててしまひましょうという考へ方で、国民道徳なり、国民教育といふものに對してあずからせよとするならば、これはとんでもない間違ひ。そうではなしに、それらがつながつた根本精神が重要なものである。だから私が申し上げておるのであつて、そういう一貫したものが——これは大臣が言われました通り、精神と徳目は不離一体である。それならばそれを捨ててさらないで、この精神がやはり新しい今日の憲法の中にも生かされておる、こうおつしやるわけでありすが、私はそういう点について、はなはだ私は頭のまわりが悪うございまして、新憲法のどこにこれが生かされておるか、その点について非常に疑問であります。これは私一人が申し上げておるのではなしに、先般から大臣がおつしやつておるその言葉を、いろいろ

る世論がとらえまして、いろいろな批判をいたしておりますが、まだ十分大臣の真意がよくわかつた、これでわかつたといつて、そうしてここに眼目があるのだといふふうな指摘され、大臣の真意を解明されたものを私は残念ながらまだ発見できないのでございまして、ただどうも大臣のおつしやられた言葉は、これはまる／＼教育勅語の考へ方によつて教育方針をやるのではなからうかといふやうな、非常に危惧の念、揣摩臆測が今日なされておるといふことだけを私受取つておりますので、この点に對してもう少し常識的に平易に、だれにもわかるやうに、ひとつ大臣から御説明を願ひたい。もしこの教育勅語に盛られた道徳精神といふものは民族の伝統である。従つてこれは一朝一夕に捨てがたいといふことで、新憲法の中に盛り込まれたとしたら、どういふ精神がこの新憲法の中に生かされておるか。またはその一部分でもつけこむてありますが、この新憲法のどこにそういうことが現われておるか。またさらに新憲法からこの教育基本に移されたどこに教育勅語と相似通つた精神が生まれておるか、この点について私は少しく具體的に承つておかなければ、この点は承服いたしかねるのであります。重要問題でありますから、いま少しお話を願ひたい。

○大連國務大臣 私は新しい憲法、あるいは教育基本法に書かれてある道徳教育の指標といふものが、教育勅語を基礎としてきたものだといふふうには申し上げていないつもりであります。私が先ほど申し上げたのは、新しい制度に考えられていることと、教育

勅語を貫く精神といふものは、背馳するものでない、こういうことを申し上げておるつもりであります。教育勅語はどういふふうな読み取るべきものであるか、その根本精神がどうか。要するに教育勅語の解釈については、それぞれ人によつて意見がありましよう。今日の民主社会において個々の人格、個々の人格といふことがありますが、その尊厳であるべき個々の人格といふものがりつばな陶冶された人格でなければならぬ。これが大切なことであると思つておられますが、これも教育勅語において「父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ」以下のいわゆる徳目として現われている内容は、要するに個人の人格の完成といふことで代表し得ると思つておられます。勤勞の精神にいたしましては、決してこれを教育勅語が否定してはいない、「學ヲ修メ業ヲ習ヒ」何をも否定してはいない、だから背馳するものでないといふことを申し上げておるのであります。また立憲君主制下における、それを背景とした教育勅語であり、ますから、たとえば「一旦緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」これは読みよによつては、今の時代とは合致し、少くとも主權在民といふことであれば「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」といふことは、そのまゝには、はまらぬだらうと思ふ。しかしながらこれは民族愛、祖国愛といふことを、さういふ形で言い表わされておるものである、かように私は考へております。これは徳目の外に現われる形は、その時代に合うやうにできてゐる。しかしながらその底を貫く精神は、国土を愛し民族を愛する精神を強調されているものと私は思ふ

る世論がとらえまして、いろいろな批判をいたしておりますが、まだ十分大臣の真意がよくわかつた、これでわかつたといつて、そうしてここに眼目があるのだといふふうな指摘され、大臣の真意を解明されたものを私は残念ながらまだ発見できないのでございまして、ただどうも大臣のおつしやられた言葉は、これはまる／＼教育勅語の考へ方によつて教育方針をやるのではなからうかといふやうな、非常に危惧の念、揣摩臆測が今日なされておるといふことだけを私受取つておりますので、この点に對してもう少し常識的に平易に、だれにもわかるやうに、ひとつ大臣から御説明を願ひたい。もしこの教育勅語に盛られた道徳精神といふものは民族の伝統である。従つてこれは一朝一夕に捨てがたいといふことで、新憲法の中に盛り込まれたとしたら、どういふ精神がこの新憲法の中に生かされておるか。またはその一部分でもつけこむてありますが、この新憲法のどこにそういうことが現われておるか。またさらに新憲法からこの教育基本に移されたどこに教育勅語と相似通つた精神が生まれておるか、この点について私は少しく具體的に承つておかなければ、この点は承服いたしかねるのであります。重要問題でありますから、いま少しお話を願ひたい。

○大連國務大臣 私は新しい憲法、あるいは教育基本法に書かれてある道徳教育の指標といふものが、教育勅語を基礎としてきたものだといふふうには申し上げていないつもりであります。私が先ほど申し上げたのは、新しい制度に考えられていることと、教育

のであります。また「克ク忠ニ、克ク孝ニ」——「克ク忠ニ」ということだけでは、よくわからぬのでありますが、これを天皇專制とか、あるいは主権が君主にあるとか、そういうことと結びつけて考えれば、その表現が、そのまま今日の時代では受取りにくいということとはありましよう。しかしながら私はやはり、その底に流れる道德精神は、国士を愛し民族を愛する精神を強調されたものと思う、今日の時代でも、天皇は国民の象徴であります。これを中心として、これに親しみ、国民の象徴、国家の象徴として立つて行く、そういう形における、これは忠と申しますが、何と申すか知りませんが、それはわが国の国民道德の一つの大きな大切な点であると私は思う。この忠という字があるから、教育勅語は新時代には背馳している。あるいは「皇運ヲ扶翼スヘシ」という字があるからこれはいけない——これはる先日來申し上げますように、国民の道德的精神はそのとき／＼の社会環境、国家の形態に従つて形式的の徳目としては改つて行かなければならぬが、底を流れるところの精神は、これは貫いていゝと思う。もし教育勅語の中に新時代とうてい相いれないことがあれば、これは排除せらるべきものであります。御指摘を願ひたい。

○辻原委員　私は大臣の見解とは反対であります。それは大臣の見解は時代に適応したように、個々の徳目は、それは改変するのだ——どうもいろいろ話を聞いて参りますと、私は部分部分をとらえるわけでありませんが、どうも私は了解が行きにくい。むしろ私は徳目の形式的な表現というものは間

題がない、その徳目を貫いている精神の基調に問題がある。これが少くとも私は時代に応じて変遷するとは考えなない。私は事教育という問題は、時代に應じて変遷すべきものではないか、それは人類が窮極の目的としているところの一つの理想に向つて教育の方向が引かれているのであつて、それにいろいろな時代の變遷、社会環境の變化、こういうものを教育の目的に従つて、教育の力によつて排除して行くということは、これが教育の根本的精神です。従つて、大臣のお考えの、時代の變遷に従つて徳目は變化する。しかしその底を流れる考え方はかわらないというふうなことは、どうしても肯定できない。従つて私の考え方をもちつてれば、今日教育勅語のいわゆる個々の徳目あるいは底を流れる一つの精神が、新憲法の中に特筆大書すべきような要素として憲法の中に盛り込まれておるとは考えないのであります、それは形式的な個々がめ方をすれば、いわゆる羅列的な個々の道德徳目と申しますか、それはいつの時代にならうと、變遷しないものがあるでしようが、こ

の間も松平委員からも指摘されており、またよように、これは必ずしも別に時代の変遷とかあるいは民族の伝統とかいうような問題でなくして、人間が社会生活を営む上に必要とする一つの道徳であつて、必ずしもそれは民族と結びついたり、あるいは日本の一つの国家形態あるいは社会の変遷と結びついたり

りするようなものではない、それだけの価値があるものではない、こう私は思うのでありまして、そこに対する考え方として、大臣の考え方はどうも了解が行きたいのであります。従つて

いま一つ私が大臣にお尋ねをしておきたいのは、先般も御指摘のありましたように、これがかつて二十三年でありましたか、衆参両院におきまして教育勅語排除に關する決議案が当時あげられました。もし大臣のお考えのようにこの教育勅語を考えて扱うとするならば、私はこの教育勅語を排除する、新しい憲法、新しく定められた教育の指針である基本法、これと合致しないがゆえに排除するというのであります。が、ここに現在大臣の考えられている考え方と衆参両院があげた当時の決議案の考え方とは非常にギャップがある、こういうふうには私には考えるのであります。もし大臣のようにとるべき点があるならば、これはその当時においても一応そうしたことが考えられねばならなかつたのじやないか。しかしながらそうとは考えられなかつたのは、少くともこの教育勅語を扱う上におい

て大臣のような考えがそこに立つてい
なかつたということが明瞭ではないか
と考えるのでありますが、その点につ
いて大臣はどうお考えになっておりま
すか。

○大邊國務大臣　教育勸語の根本となつておる道德精神というもののうちに、全部とは言わぬまでも、その一部として新しい憲法、新しい教育基本法の趣旨と抵触する、相いれないものがあるというお話であります。私は具体的にその点お示しいただければ仕合せだと思ひます。

それから前に教育勅語排除の決議が行われた、私は当時のその詳しいことは知りません。しかしながら教育勅語は従来の学校における道徳教育の中心として、事あるごとに校長さんが生徒

を集めて話をする、常にこれを中心として行われた、この形式は新憲法下において私は私は排除さるべきものであると思ひます。当時の事情は私は存じませんが、教育勅語排除の決議があつたとすれば、それはその形を排除したものであつて、現に今日学校において道德教育の中心であるという地位を、教育勅語は失墜しておると思う。現に今日はそのなつておる。しかしながらその当時の決議が、教育勅語の基本とし、ておるところの道德精神を形の上でなくしに内容的にこれを一拳に排除して、かくのごときものがわが国の道德としては採用しがたい、捨て去るべきものであると決議されたということは、私には了解ができないのであります。当時のことは知りませんが、私はさうな意し上げられませんが、私はさうな意味で、まさかそんな決議が行われたとは思ひません。

○辻原委員　決議案があげられた趣旨について了解できないというお話ですが、私はいまだ少く当時の決議案を調べてから、大臣の所信をただしたいと思ふ。

それから具体的に指摘せよということですが、私が先ほどからずつと申し上げておりますのは、大臣もお認めになりましたように、個々の徳目というのと教育勅語の精神というものは不即一体であるということを言われておる。だから不即一体であるならば、個々の徳目だけをとりはずして、今日の憲法の上においても背反するものでないという論理はいささかおかしいではないかということをお願い上げた。私が教育勅語を考えます場合に、再三申し上げましたように、それは「皇

不即不離、一体であるということとは、そのときに示された徳目の形式そのものがその精神とどうしても一緒にあらなければならないという意味を申し上げたのではないに、むしろその逆を申し上げておるのであります。またただいまお示しになりました点について、私が先日申し上げておるやうに、これはわが国土を愛し、民族を愛する精神、そして何者が来つてわれわれの愛する祖国を脅かすことがあれば、われわれは立つて守らなければならない、こういう精神をうたつておるものと解釈しておるのであります。何と皇運という字にこだわつて——皇運という字は、その当時の時代を背景として、そういう形でうたわれたのである。その底を流れておる精神は愛国の精神をうたわれたものである、かやうに考へておる。だからそれを今日の時代に当てはめれば、もつて国運を維持すべしとかえたらどうですか、そう読めぬことはないと思ひます。

○辻原委員 これはこじつけなくとも私はいいと思うのですが、時間も食いますので、いすれ大臣の速記録を見まして、今少しく考へてみたいと思ひおす。

最後に私は大臣が述べられております。その中で私が探りたいのは、一体どういふ人間道を大臣の考へられておる教育方針によつておつくりになろうとしておるか、この点を具体的に伺ひたい。まことに失礼な言ひ分ですが、大臣が過去から現在を通じて最も尊敬している人物というのはどういふ人であるのか、その点について参考承つておきたい。

○大達國務大臣 学校教育の範囲に限

定いたしますれば、今日あらためて国民に再出発を促したわが国のめざすところば、平和な幸福な生活の営まれる国家である。民主的な社会である。また文化の高い、文化の充実した社会である。これをつくり上げるためには、どうしてもその社会を構成する個々の人間の人格というものが基礎でありますから、そこでかような社会をつくり上げるための人格を、学校において完成するとは私は申しませんが、少くともきよらかな人格の基礎になります芽だけは児童、生徒に与えることができける。これが私の少くとも学校教育における道徳、学校における道徳教育を充実したい、振興したいという考へ方の基礎であります。

次にどういふ人間が偉いと思ふかという点であります。私ははなはだ不幸にして全面的に欠点のない人というものを知りません。

○辻原委員 いろ／＼申し上げたいのであります。時間もございせんので、この問題はまた後日機会がありましたならば少し大臣からお教へ願うことにいたします。

次に具体的に述べられました教育方針につきまして若干御質問をいたしたいと思ひます。まず述べられました四つの項のうち、教育の機会均等というのを第四番目に申されたわけでありすが、しかも成文されたのを見ましても、四番目に載つてゐるわけでありして、その内容を見ますと、育英資金等の増額あるいは勤労青少年に対する青年学級の構成、こういう二つのものをあげられてゐるのであります。私は、教育の機会均等というものは少くとも現在はこの種のもののだけであらう

か。いま一つはこういうふうな他の問題と並列的に教育の機会均等というものを教育政策として打出すべきことが正しいかどうか。この点に若干の疑問があります。どういふふうな教育の機会均等というものを考へになつてゐるのか、これをまず承りたい。

○大達國務大臣 先日私が申し上げましたのは、育英事業と勤労青少年に対する教育、これは教育の機会均等の上からもこういうことに力を入れて行きたいという意味で申し上げたのであります。教育の機会均等がこの二つに尽きてゐる、かやうに考へてゐるわけではないのでありますから、その点はひとつ誤解のないよう願ひいたします。

わゆる無償であるべき義務教育制、これが教育の機会均等の一番の大本であります。ただ先日申し上げましたのは、今日家が貧しいために学校に行けない人、あるいは勤労に従事しておつて十分に教育を受ける機会に恵まれていない人、こういう人々に対して育英事業を強化し、またそういう勤労青年の研学、向学の意欲に沿うような施設をする。これは機会均等の上から行つても望ましい、こういう意味で申し上げたのであります。

○辻原委員 義務教育の無償、これを基本としてあらゆる機会にこの教育の機会均等というものををはかるのが建前であるが、今回はこの二つのものを挙げられた、こういうお話に受取つたわけですが、私はかりにそういたしましうとも、ただいま当面してゐるこの種のもの考へてみましても、こんなものをあげるならばまだ他にあげなければならぬものがあるのか、いやないか。そ

の点について若干大臣の考へをお伺ひいたしたい。特にただいまの地方教育の中で重要な問題は、僻地農山村等におけるこの教育の機会均等だと考へております。この問題は教育の機会均等の立場から現今非常に問題化しております。これに対してどういふ考へをお持ちになつてゐるのか、この振興策をいかにかはられようとしてゐるのか。この点を具体的に承りたい。これが一つであります。

次にこれはやはり教育の機会均等の広義の中に入ると私は思ふのであります。が、やはり一昨年来から問題になつておりますところの学校給食の問題につきましても、昨今いわゆる食生活改善といったやや教育的側面をそらしたところの取扱ひに情しつゝいる空氣があるものであります。私は育英資金の増額その他と同じやうに、このことが実際に農山村または都市における勤労者の教育に非常に重要なウエイトを持つてゐると思ひますので、これらについて教育の機会均等の立場からどう処理されようとしてゐるのか。これを早急に解決されるお心組みがないためにこの点について承つておきたい。

○大達國務大臣 先日申し上げましたことは当面こういう問題に重点を置くということをお願いしたのであります。が、むしろ教育行政がこの間申し上げました四つの点に尽きるといふ意味では毛頭ないものであります。その以外におきましても重要な問題はたくさんあるものであります。ただいま仰せになりました僻地教育の問題につきましても、あるいは学校給食の充実の問題につきましてもきわめて重要な問題と考

えております。これらについても将来十分努力いたしましてその拡充につとめたい、かやうに考へます。

○辻原委員 ただいまの機会均等の問題でいま一点あります。勤労青少年の教育振興のために青年学級というものを今後育成されて、ただいま法案が提示されておりますので、具体的問題につきましては、この種の問題にたいしてはありますが、この種のやうに、特に勤労青少年なんかの教育に直接これを法制化をして、その運営等については、これはたして自由に均等を与えるということになるかどうか、ということについて若干の疑問を持つてゐるのであります。この点に対して大臣の考へはどうでありますか。

○大達國務大臣 このたびの議案に青年学級振興に関する法律案を提出してゐるのであります。この法律の趣旨につきましても、一定のわくをはめて、何といひましようか、青年の自主的な点を抑へるというやうな意味は全然ない。今日御承知のやうに勤労青少年のために、学校教育としていわけは法律に基礎を得てゐる。また通信教育というものもある。これまた法律にその基礎があるのであります。ただ青年学級は、御承知の通り勤労青少年の向学の意欲によつて自然発生的に今日行われてゐるのであります。これが運営その他につきまして、まことに経費も少しいし、実情はもつと伸びるべきものがある／＼な点で十分に行つておらない。それに少くとも国家として手をかけて補助金を出す、その他の方法によつて援助と申しますか育成をして

行きたい。従つてその教育の内容等につきましても役所の方からどうこうということやないものであつて、これを受けた青少年の側でこれを企画したしまして、市町村がその要望に応じて世話をしやる、そういうものに對して補助金を出す、こういうもののものであります。なおこれは法律案についてまたとくと御説明を申し上げたいと存じます。趣旨はさような趣旨であります。

○辻原委員 次に述べられております教育の充実という基本方針であります。これをよく読んでみますと、いわゆる形式的な面についてはある程度の内容を持つております。もちろん私はその内容について賛成をしているわけではありませんが、一応形式面には触れてゐる。しかしながらこの教育制度が実施されてからこの方、絶えず問題となつてゐるいわゆる教育財政の問題については、何らの構想もこの点について触れられておらないわけですね。従つて私はその点について少しく大臣の御所見をただしておきたいと思ひます。

まず現在義務教育国庫負担法が施行されておりました。これは教育財政の確立ということをつくられたものであります。最近では、この法律が存在しながら、最近では、地方を通じてこの教育に対する支出額が年々減少してゐる。減少してゐるというのを私は数字的に発見してゐるわけなのであります。が、こういう減額した教育費の確保について、現行法だけで十分であると考へられてゐるのか、あるいは少くとも大臣が最も基本方針とされてゐる新教育の精神を貫くということのために

は、文家国家ということが結びついて来るわけでありまして、それには現在の教育費の支出額では足りないというところはだれしも肯定するところでありまして。だからこれを積極的に確立して行くための方策について、大臣は何か御抱負がござりになるのか。一例を申し上げてみますと、過般からいろいろな経費が検討されておりました。あるいは教育目的の設定であるとか、あるいは全額国庫負担の方式であるとか、平衡交付金的方式によつて確保して行くとか、いろいろ方法が考へられてゐる。当分の間はそういうわゆる教育費の確保については、現行法で一応十分であるとお考えなさつてゐるのか。

さらに私はこの点についていま一つのことを申し上げたいのであります。それは昨今の傾向といつたしまして、私一面この点は非常に賛成であります。が、一面反対をしたい面があります。というのは、各種のいわゆる補助法案なるものが陸続と現われて来まして、考へようによつては、こういう形で将来行くならば、はたして全般的な一つの教育政策なり全般的な教育費の総合的な、効率的な活用というものが行へるのかどうかという点について若干疑問を抱いてゐる一人であります。が、これらについて大臣はどう考へるか、総合化したところの教育費の確保というところが喫緊の問題ではなからうか、それには一体どういふうな抱負を現在お持ちになつておられるのか、あるいはそういうことを関係当局にお示しになつて、研究をお命じになつておる

のか、それらの経緯がありましたらならば聞かせを願ひたい。

○大達國務大臣 現在の教育費の問題であります。ことに義務教育の面だけを取上げてみても、経費の支出がきつめて不十分でありますために、制度の完成が非常に遅れておる。これはたゞいま仰せの通りであると思つてあります。むしろ国並に地方の財政と緊密に関連する問題でありまして、われわれが考へておりますように、一挙にしてこれを完成充実するといふことは、事実問題としてなかつて、困難であるのであります。これにつきましては、文部省といつたしましては、たとえば老朽校舎の復旧について、あるいは六・三制校舎の充実について、それら一定の年次計画のもとに大蔵省に折衝をいたしまして、できるだけ拡充を急いで参りたい、かように考へまして、せつかく努力しておる次第であります。

それから義務教育費の問題であります。これはいろいろ御承知の通りの経緯がありまして、今日は法律の規定によりまして、二分の一の国庫負担といふことであります。これが将来このままではいまいか、どういふものかといふことはむしろ今後の問題であります。これは十分研究をいたしたい。ただ、教育は国が責任を持つ大切な国の事務でありますけれども、国の事務であるといふことが、ただちにその経費の全額を国庫が負担しなければならぬといふところにも参りかねるかと思つてあります。これは要するに中央、地方の財政事情を勘案をいたしまして、できるだけ教育そのものが拡充され、進展して行くことを目安に

して決定せらるべき筋合いのものであると存じております。この点は今後なお研究をして参りたい、かように考へております。

○辻原委員 次に述べられております教育内容の刷新であります。地歴については基本的、系統的知識に欠くることのないよう改善する、こういうふうに言われておるわけでありまして。このことの意味は、現在の社会科学関係から地歴を独立したものに持つて行く、こういう考へ方であるのか、その点をお聞きしたいのであります。

第二点は、やはりその中で職業教育、技術教育の問題に触れておるのではありません。ここで職業教育と言つておる言葉の内容はどういふうに考へられておるのか、産業教育という言葉があるのか、または一緒か、この点をお伺いをいたしておきます。

それから次の点は、やはり職業教育、技術教育の問題について、最近の職業教育、技術教育の社会の要請にかんがみ学校教育の充実を期する、こういうふうに述べられておるわけですが、一体社会の要請とは何であるか、この点を承つておきたい。

時間がありませんから、この点について若干私の意見をさしはさみます。私の職業教育という考へ方からいつて、これは少くとも小、中、高等学校あるいは大学を通じて、いわゆる一般教育の面として従来考へて来た職業教育の概念とは、若干趣きを異にするような受取方をいたしておりました。この点ひとつ明らかにしたいので、この社会の要請とは何なのか、職業教育というものの概念はどうなのか、この点をお伺いしておきたい。

か、この点をお伺いしておきたい。

○大達國務大臣 初めの御尋ねであります。地理、歴史の問題であります。これは今ここでただちに従来の社会科学というものと離して、地理科、歴史科というものを独立させるというところまで申し上げたつもりではないのであります。要するに今日の学校における歴史、地理の教育というものが、とかく分断されたような、何といひますか、こま切れ式になつておるようなところがある。系統的な歴史の知識、あるいは地理に関する知識を子供に教える上において不十分な点がある。あるいは、あるからしてこれは系統的な知識を与えるようにしたい、こういう意味であります。ただこれを社会科学の一つの科目として教えた方がいいのか、あるいは別に取出して、別個に独立した科目として置く方がいいのか、この点につきましては、要するに教育の目的とする歴史教育、地理教育というものを、どうしたら一番効率的に児童、生徒に与えることができるかという問題でありまして、これはいわゆる教育の方法、技術の問題に関連をいたしますので、専門家の手とよく考へてもらひたい。御承知の通り、文部省には教育課程審議会というものが設置してあります。その方面の専門家の人々が審議される仕組みになつております。これもすでにこの審議会でも取上げられて、その答申も遠からず出て来る運びになつております。その上でこれらの専門的な立場から考へられた点をよく勘案いたしまして、具體的には決定をいたしたい、こういうふうに考へます。

それから職業教育の問題であります

が、職業教育という意味は非常に広い意味でありまして、お話の産業教育というふうなものも含められておるのではありません。社会的要請と申しますのは、御承知の通り今日は一面においてわが国の人口が非常に過剰である。従つて学校を出してもなかつてその職を得て、青年が安定するという状態になつておらぬ。また他の一面におきましては、わが国の経済の自立を達成する上から行きまして、つまりかような人々をそれ／＼の地位、立場において社会的に経済的に働いてもらうということは、やはり非常に大切な時期であると考えますので、特に学校を出ればすぐ何らかの職について、自分としては所を得、また社会としてはわが国の経済自立の上に役に立つような方法に行きたい。それはどの意味で社会的の要請という言葉を使つたのであります。

○辻原委員 ちよつと今の点で二点だしてみたいと思ひます。まず基本的、系統的知識を与えるという考え方に立つならば、社会科の單元から地理を切り離そうとも、あるいは社会科の單元の中に置こうとも、従来の社会科というものの本質はもうすでになくなつておる、こういうふうな考へるのであります。ということは、大體常識的に、社会科は、公民的なもの、あるいは郷土地史的なもの、あるいは従来の地理あるいは歴史のものが包括されて大體置かれておる。それが一つの社会道徳といったようなものをその中にまた織りなしておるというところに、社会科の一つの眼目がある。それならば、地理、歴史というものをどういう形にしようと、それなりの系統的知識を与えて行くならば、それから分離されるということになるのであります。これは専門的立場の人々の検討をまつまでもなく、すでに社会科という従来の本質を失つて行くものである、こういうふうには私は推察的に考へるのであります。それはそう了解しておいてさしつかえないものかどうか、この点をお伺いしておきたいのであります。それからその次に職業教育は産業教育を含むのだ、こうお答えになりましたが、そうすると、こう了解してさしかえないか。私は具体的な一例をあげて申し上げますが、現在産業教育振興法というのがあります、これに對する補助は主として高等学校に与えられてゐる。そうすると、産業教育を含んで社会の要請にかんがみて、中、高等学校の職業教育の振興を期するという考へ方は、広く中学校にも産業教育振興法の補助を高等学校と同じような形態によつて与えることを裏書きするものであるかどうか、この点をただしおきたい。

○大達國務大臣 与える方に持つて行きたい、かように思つております。それから今の地理の問題であります。これはどうも教育の専門的側面でありまして、あるいは見当違いのこととお答えするかも知れません。もしそうでありましたならば、別に政府委員に訂正させますが、理科と申しますか、あの方面では物理、化学、数学というふうなものがみなあるわけでありまして、それで社会科の方は、やはり社会科学と申しますか、そういう面のものを集めておるのじやないかと思つておりますが、そういう意味から行けば、どういふふうな振うか知りませんが、社会科のうちに、それを社会科の一つのものとして、單元と申しますか、そういうものとして扱ふということも、必ずしも不合理であるということにはならぬかと存じますが、この辺は、私は専門的な知識を持ちませんから、もし間違つておりましたら、補足説明させることにいたします。

○辻原委員 補足説明はけっこうです。この社会科の問題は、専門家ではないからその点ははつきりしないということでは——これは重要な教育方針の基本をなしておる問題であつて、大臣としていわゆる社会科という現在の内容を御検討なさらぬで、このしるものを出して来たということになれば、私は非常にうかつではないかと思ひますし、これはきつめて重要な問題であつて、私が指摘いたしました点は、これまたおそらく事務当局でも検討している問題だと思ひますので、いずれ大臣からもう少し具体的にお考えを承らなければいけない、こういうふうな考へておりますので、時間がございませんから、この問題は留保いたします。最後に二、三、細部は何つておりませんので、問題はあります。が、學術の振興について、これは後日私はお伺いしたいのでありますが、大臣に見解を承りたいのは、前国会並びにその前の国会から大学管理の問題につきまして、いろいろ問題になつておりますが、この大学管理について、大臣が就任以前に、いわゆる大学管理法案というものが文部省から提案されております。前国会の国立学校設置法の審議の際に、私からも御質問をいたしました。当時の委員からも質問を申し上げておりましたが、廃案になつたものを今後どうするかと御尋ねをいたしましたときに、確かにそのときのお答えは、中央教育審議会がございまして、その審議会を待つて国会の議にまかせたい、こういうふうにお答えになつたことを私は記憶いたしておりました。ところが先般これに類する政令が公布されて、この内容を私が見ると、確かに一応の筋道は立てておるようでありまして、ところがこの大学管理法の審議の経過等を見ますならば明らかなように、いわゆる大学管理機関というものの本質をどうするか、どういふ形態に持つて行くのかということがこれまでにきまつたために、国会の審議は非常に論議沸騰したのであります。そういう経過から行きますと、ここにそれを簡単に政令でもつて交付してしまつたということになれば、何で従来何かにわたつてこれを国会の審議にかけたか。そういうこと

ならば、国会の審議にこれをかけなくともいいじやないか。かけておきなから、これが廃案となつて、国会では通らなかつた。また大学が改選年度で、これは一応何かの形を踏まなければならぬ、学長の選任に困る、こういうふうな便宜的問題から、この問題は省令によつてこの種の取扱いをやつてゐるというところは、これは非常に私はふに落ちないのであります。大臣としては、これは私に言わしむればきつめて国会を軽視した形である。何で何回かにわたつて国会の慎重審議を求めたのか。大臣はどういふふうにお考えであるか。

○大達國務大臣 大学の管理運営につきましては、大学管理法が当然制定せられなければならぬ。それは相当重要な問題でありますから、ただいま中央教育審議会において審議を願つております。その審議の結果をまつて、あらためてこれを法案として議会の御協賛をお願いをする、こういう点はたゞいま仰せになりました通りの筋でございます。ただ大学につきましては、大学の管理運営上どうしても評議員をもつて構成する評議会というものがいることになつておるのであります。これは教育公務員の特例法の中にも、それを前提とした規定があるのであります。でありますから、大学管理法が制定せられますまでの間、少くとも評議会というもののついて一定の規定がなければ、さしあたり大学の管理運営の上に支障を来す、こういう実情があるのであります。そうしてその評議会については、法律によつて、省令できめてもよろしい、こういう委任の規定があるのであります。その委任の規定に基づき

まして、大学管理法が成立しますまで、暫定的に大学における評議員、評議会に関する事務を省令できめておるのであります。もちろん大学管理法はこの評議会だけの問題ではありませんが、広く大学の管理運営に関する規定を網羅包含すべきものであります。さしあたりその点だけにつきまして、法律の委任で省令が設けられておる。これは管理法が成立するまでの暫定的な措置であります。そうしてこの法律の委任を利用すると言つてはおかしいのですが、委任に基いて大学管理法において規定せらるべき内容を次から次へと制定して行く、こういう気持は毛頭ありません。とりあえず大学の管理運営の面に最小限度必要であるものにつぎまして、暫定的に省令をもつて規定した、それは法律による委任の根拠がある、かようなことであります。

○辻原委員 具体的には法案審議にあつてもう少しだしたいと思ひますが、次にやはり大学教育の問題で、特にこれはどなたも御異論のないところでありまして、大学における教授あるいは助教等の身分の保障、それから同時に学問思想の自由の確保ということとは、きわめて重要な問題であると思ひます。私は前委員会におきまして、福井次官にたゞしたのであります。が、大学におけるいわゆる思想の調査といったようなことが、現在行われてゐる事実がないかどうか、こういうお尋ねをいたしましたところ、そういう事実なしという御回答であつたのであります。これらの点について大臣は御記憶がないかどうか。あるいはこの点については事務局から伺ひをし

てもいいのでありますが、それはたゞいま山口大学におきまして、経済学部長の柴田教授の書簡なるものが、山口大学の経済学部において非常に紛糾を来しておる事実があるのであります。が、この事実を知つておられますか。また知つておるとするならば、これに對してどういふふうな対処の方法を指導せられておるか。これを承つておきたいのと、同時にいま一つたゞしておきたいのは、最近文部省からこういう調査をされた事実があるかどうか。文部省の科学者調査カードというものを六月に出した事実があるかどうか。その内容は姓名、住所、その他論文であるとか、著書、研究書、その他万般のものにわたつて調査をして、同時にそれはインフォメーション・オブ・サイエンス・ファイックというふうな英文がうしろについておる。こういうものを文部省が調査された事実があるのか。またこの調査の目的は何であるか。同時に英文がついておることは、いかなる理由に基くのか。この点を明らかにしていただきたい。

○稲田政府委員 前段の御質疑であります。山口大学経済学部の問題でございます。これはもと／＼われ／＼文部省におります者としては、全然知らなかつたのであります。ところが先般教員組合の山口県御関係の方が地方新聞の記事を持つてお見えになりました。で、こういう事実があるかということをお尋ねがありました。私ももといたしましては、もとよりそういう点につきましてはは万幸大学にまかしてゐるわけでありまして、一応その事実の有無は承知したいと思つておりましたが、山口大学の方から経済学部

の問題については追つて報告をしたいという申入れがありました。まだ具體的の報告には接してありません。申し上げましたように、かくのごとき点につきましては、何ら文部省といつたしましては関知いたしてないところでござい

○大達國務大臣 これは先般申し上げた問題については追つて報告をしたいという申入れがありました。まだ具體的の報告には接してありません。申し上げましたように、かくのごとき点につきましては、何ら文部省といつたしましては関知いたしてないところでござい

○辻原委員 最後は先般大臣の御答弁の中にありました山口県に關する小生日記の問題であります。が、大臣のこの前のお話では、教材として使用せしめてゐることはけしからぬ、こういうふうにお取上げになつておつたのであります。これは大臣のこの事情を調査された範囲において、教材として使われておつた事実があつたのであります。また大臣は教材というものをどういふふうにとらへてゐるのか、これを一つ伺ひたいと思ひます。

ましたかと思ひますが、山口県の教育長が直接私に面会を求めまして、教育長から大體話を聞いたのであります。それに基きまして、小生、中学生に教材として使用せられたということでございます。それを岩国市の教育委員会で問題にいたしました。これは教材として使つちやいかぬというふうに指示した、こういうふう聞いております。教材とはもちろん教育上に使用する材料、かように考えております。

○辻原委員 山口県のある市の教育長から事実を聞かれた、こういう話であります。これは速記録に残つております。大臣の発言として非常に重要な問題でありますので、私も先般調べてみました。ところがこれを教材として使用しておつた事実はないのであります。ただこれを推薦したり、推奨したりする、こういう範囲にとどまつておる。この点は、その後において教育委員会とのいろいろの問題が起つております。けれども、大臣が言われたやうな、いわゆる教材としてこれを扱つておるといふ事實は、調査の結果私にはな

○大達國務大臣 これは先般申し上げた問題については追つて報告をしたいという申入れがありました。まだ具體的の報告には接してありません。申し上げましたように、かくのごとき点につきましては、何ら文部省といつたしましては関知いたしてないところでござい

○辻原委員 多くを申し上げる時間があります。私は大臣の教材としてこれを使つておるといふことはけしからぬ、この言葉は事実と違ふというところ、それから事実と違ふならば、これはその取扱範囲というところが問題になるのであつて、かりに個人がそれ

○辻原委員 多くを申し上げる時間があります。私は大臣の教材としてこれを使つておるといふことはけしからぬ、この言葉は事実と違ふというところ、それから事実と違ふならば、これはその取扱範囲というところが問題になるのであつて、かりに個人がそれ

○辻原委員 多くを申し上げる時間があります。私は大臣の教材としてこれを使つておるといふことはけしからぬ、この言葉は事実と違ふというところ、それから事実と違ふならば、これはその取扱範囲というところが問題になるのであつて、かりに個人がそれ

を推奨したといったような場合においても、これはけしからぬというふうな形で取締りの対象、あるいはいかなる法律の根拠をもつて臨まれるかは知りませんが、これは非常な問題に接触して来ると思います。そういうことが一云々されて来るならば、これは逆に教育の中立性というものについても、多少議論を重ねてみなければなりませんし、また大臣が考えられる考え方も、これがはたして、私が先ほどから論議申し上げておきますような形の教育理念に立脚した中立性の範囲に、大臣の施政方針なりお考えが存在するかどうかということも、一点問題になるわけであります。従つて私は、教育長から開かれた範囲において大臣が申されたので、あるいは誤りがあつたのではないかと、思つて御質問申し上げたのでありますが、この種の問題は慎重を期して扱つてもらわないと、一々こうしたものが何か思想的な意味で干渉されて来るというふうな印象を与え、それだけにとどまるならばいいけれども、それを利用して、これにさらに輪をかけてような思想弾圧というふうな方向に向つて行く可能性もなきにしもあらず、私はかように考えますので、これは事実をいまだ一度よく調べられた上で、そして慎重な取扱いをやつていただきたい。個人が申されて来た範囲内でこれを取扱われるということはいいが、私は考えますので、これを最後に要望いたしておきます。

○高津委員 関連して。

○辻委員長 時間の関係上十分程度でひとつお願いしたいと思います。

○高津委員 辻原委員の質問に対して文部大臣はこういう意味の言葉を述べられたのであります。私は教育勅語に流れておる精神と、憲法及び教育基本法の精神とは背馳するものではないかと思ふ、衆参両院で決議をもつて教育勅語を排除したいというのは、形を排除したのであつて、教育勅語の基本精神としての内容を排除したものだとは思ふ、もし背馳した点があるならば御指摘願ひたいと、辻原委員に逆襲されたのであります。逆襲なんという言葉が強調されれば、それはどうでもいいんです。それはイエスかノーか、それだけお答え願ひたい。そういう意味のことを御発言になつたとは私はお聞きしたのでありますが、そういう御発言をなさつたかどうか、確認しておいためにイエスかノーだけお答え願ひたい。

○大達國務大臣 大体その通りと記憶しております。

○高津委員 さらに次の御発言の中で、教育勅語の徳目と精神とは不即不離である、一旦緩急あれば皇運を扶翼すべし云々の言葉は、国家と民族を愛する精神である、もし慢ずる国があれば立つて守らねばならぬという意味を教育勅語では言われたんだ、そうであるならば皇運を扶翼すべしというのは国運を守るべし、国運を扶翼すべし、この読みかえてもよからう、そう読めばいいじゃないか、すなわち教育勅語の一旦緩急云々の言葉でさえも憲法とは相背馳するものではない、こういうことを大臣はさらに重ねてお答えになつたが、そういうふうには解いていいですか。これもイエス、ノーだけでいいです。

○大達國務大臣 その通りであります。

○高津委員 われ／＼の理解では、憲法は基本的人権をうたつており、教育勅語は服従道徳を、新しい人から言へばもちろん奴隷道徳であつて、基本的人権は全然認めない、そしてまた教育勅語は主権在君、皇室中心主義であつて、そしてまた博愛に及ぼすという言葉はあるが、それはわれ／＼の言ういわゆる世界平和ではないのであります。中国で言えば、修身、齊家、治國、平天下——北吟吉氏もよく言う言葉であります。修身は個人道徳、齊家は家庭道徳、治國は国民道徳、平天下がその上にさらについておるの、中国の道徳は日本のよりもさらに大きい。教育勅語は国民道徳の、しかも戦争道徳が最後の結びになつておるものでありますから、そのあとで世界平和も、世界の文化に貢献するも、何もくつついてはいないものであります。そのように教育勅語の精神や内容と新憲法とは相背馳しておるんだ、それゆゑにこそ衆議院や参議院において、教育勅語の廢本が各学校にあるのさ、それをそこ保存することを許さないで、そしてそれを全部文部省に回収して処分したというふうな、そのくらいわれ／＼は民主主義の精神革命、思想革命をやつておるのであります。それが正しいとわれ／＼は思つて、今日まで来ておるのであります。今の席で大臣から、教育勅語と新憲法及び教育基本法とは相背馳するものではないかというふうなことを承ることは、驚くべきことであつて、こういう精神で文部行政を担当されることは、過去の民主化というものを台なしにするおそれがあるので、私は確かめておきたいのであります。教育勅語には民主主義や主権在民ということはあるのですか、ないのですか。

○大達國務大臣 教育勅語は政治のあり方を述べておるものとは思ひませう。従つて主権在民であるとか、何とかがいふことを、直接その中にうたつておるわけではありません。しかし教育勅語は君主に主権がある君主政体というものを背景とし、基礎として述べられておる。これは間違いないと思ひます。

○高津委員 そこが民主主義に反するところであつて、教育勅語は主権はなんじ臣民などにはないのだ。なんじ臣民は身を鵠毛の軽きに比して、みな皇運の扶翼のために死なねばならぬ。こういうことを一生懸命強調したのであつて、民主主義に反することを一生懸命言つておるのだとわれ／＼は理解しておるのであります。文部大臣はそれでも教育勅語と憲法というものは一致するのだというのを言い張るのですか。この失言をお取消しになる意思はありますか。

○大達國務大臣 私は教育勅語が当時の立憲君主政体というものを基礎とし、当時の日本の社会情勢というものを前提として述べられておる。従つてその形において今日は通用のできない点があるという事は、前にも申し上げておるのであります。ただ教育勅語の底を流れておるいわゆる道徳精神というものは、これは今日といえども、今日の事態に処して行く精神には、何にも背馳するところがない、こう思うというのを申し上げておきます。

○高津委員 親に孝に兄弟に友に、夫婦相和し、それらの徳目はちよつと常識的に考えれば、今も昔もかわらないように見えるわけですが、われ／＼として見ると並べられてあることの底に流れる精神が問題なんです。その精神は憲法と何ら背馳しないと言われるが、精神こそそれが問題なんです。自然にある道徳がそのまま現れたのではなく、皇室中心主義という、何とかセメントをもつて全部こしらへ上げた服従道徳、そういうものなんです。だからその精神が大間違いなのです。あなたの今の言葉を使えば、立憲君主制であつたし、当時の社会情勢からはあつた形で見られておつたけれども、底を流れる精神は今日といえども改める必要のないものだ、こう言われるのであります。そこをもう一歩ん確めておきましょう。そうですね。

○大達國務大臣 その通りです。

○高津委員 教育勅語の精神がわれわれは一番問題なのである。その精神は新憲法及び教育基本法と合致するのだ、こう言われるが、それは新憲法をこしらへたのは意味がないことにならるし、教育基本法をこしらへたのも意味がないことになつてしまふ。教育基本法を出したのは教育勅語にかわるものとして教育基本法を立てたのだというところが、あの当時の立法の記録を眺めば非常に明らかになつてくるので、これを捨ててこれをもつてかえるのだというふうになつておるのだが、新しく文部大臣になられたあなたは、それは御理解にならないのですか。それをまず聞いておきましょう。

○大達國務大臣 しば／＼申し上げておりますように、教育勅語という形

で、その形で今日わが国の学校における道德教育の中心たる地位を保つべきものではない。これは高津先生の言われる通りに私考えております。これもしばしば申し上げているのであります。

○高津委員 形として形をそのまままで生きるののではない、こう言われるが、それはそうにきまつておりますよ。だが、教育勸語にかわるものものとして教育基本法ができたのだ、この事実を認められるかどうか。

○大達國務大臣 私は基本法というものが教育勅語にかわるものとしてできたとは思っていない。教育勅語はわが国の政体がかつたのでありますから、従つてこれは基本法ができる、できないにかかわらず形の上においてわが国学校教育の中心たる地位は失墜すべきものだ、かように考えているのであります。何も教育基本法ができたから教育勅語というものがいらない、こういうものではない。わが国があらためて主権在民の民主的国家として出発した、それによつて教育勅語は形式的にその地位を失うものである、かように考えております。

○世耕委員 今日は時間がないので十五分以内という委員長からの御注文がありましたので、十五分以内にお話を申し上げたいと思いますが、残余の質問はたつぷり時間をいただくことを御了承願いたいと思います。

まず第一にお尋ねいたしたいのは、文部大臣は現在施行されている教育委員会の功績をどう思うかということであります。教育委員会が能率をあげているかどうか、教育委員会が文教に対する指導その他の功績をどの程度あげてい

るかとうか。なぜそういうことをお尋ねするかと申しますと、最近における関東一都六県か七県かの議長会議において教育委員会は廃止すべし、あるいは存置の価値なしというような議論が出ているのであります。そこでこれに対して文部大臣はどういう御見解をお持ちになつてゐるか、改革するの必要ありとするか、あるいはこのまま存置していいと思われるか、簡単によろしゅうございますから御回答願ひたい。

○大達国務大臣 私の承知しているところでは、都道府県教育委員会について廃止せよという声はあまり私は聞かないのでありますが、いわゆる地教委と申しますか、市町村の教育委員に

つてはやめてもらつた方がよいという声があることは私も承知をしております。しかし教育委員制度というものも、申すまでもないことでありますが、要するに教育の地方分権といひますか、民主的な運営と申しますか、それぞれ地方々々の事情に即応するように教育が運営されて行くことが望ましい、こういう意味でそういう制度がわが国における、基本的な教育制度の線としてできているものであると思つております。ことに市町村教育委員につきましては、実施されて間もないことでありますし、またその整備が十分でない点もあります。また従来のやり方と非常に違つて来たのでありますから、その間にいろいろの摩擦もあることだろうと思ふのです。しかしながらとにかくこれは実施の運びに至りましてからまだ幾らも時日を経過しておりませんので、ただちにその功罪を論じて廃止すべきものであるというふうには私は考えておらないのであります。

私のただいま考えておりますことは、せつかくできたこの制度を、制度の本来の趣旨に沿うて運営されて行くように助成をして指導してもらいたい、かように考えております。

○世耕委員 今大臣は廃止しないとお
つしやつたが、関東一都七県会議長
會議は、教育委員会は根本的に廃止さ
れたい、こういう決議をされたことが
新聞に出ておる。これはこれとしてい
いたしまして、教育委員会制度その
ものはけつこうなんだが、財政が伴
わない。これが結局効果をあげないと
いうふうにわれ／＼は考えておるので
ありますが、この点に対して御見解は
どうでありますか。

○大連國務大臣　ただいま御指摘になりましたような点は、確かにあると思います。これは財政の問題と一緒にするものですから、それから派生していろいろ不十分な点もでき、またいろいろ地方の問題としても摩擦も起る、こういうふうにご考えております。

○世耕委員　それから先ほど来、私の教育勅語札讀から大分話題が發展し、あるところでは飛躍しているように私は拝聴いたしましたのですが、私、教育勅語がなぜ悪いのだ、こう申し上げたい。勅語をよく誦んでごらん下さい。ただ朕という言葉が氣に食わぬとおつしやるなら直してもいい。言葉には変更があります。一旦緩急というのはいけしからぬ。非常の場合と訳したらいい。現在の教育者のある部分の中には、教育勅語をさかしまにしてやつて行こうという根性の者が多い。それだからこういう議論をするのだ。私は、教育勅語非常にけっこうである。五箇条の御誓文誦んでごらん下さい。どこが

悪い。夫婦相和しを夫婦けんかしろといつたらそれこそたいへんなことだ。そういう議論をしているのです、実際。私はこれの实例としてこの際お尋ねしておきたいと思うことは、文部大

臣の室へあぐらをかいてすわり込んだ。教員、ああいうような先生がかりに自分らの学校に行つて生徒に教えるのにか、どんなかつこうをして教えるのか。生徒が机の上にあぐらをかいて講義を聞いたら、それを何として教える

ことかてできるか。教育の根本は平和と
いうことであり、同時に人格の向上で
あり、行儀作法だ。あの行政の悪い組
合の先生が、しかもそれが全国で五十
万も組合員を持つておるということは
驚かざるを得ない。まだそればかりで
はありません。一地方だと思つたら、
各地にあるそうだが、日の丸の国旗を
掲揚してはいかぬ。君が代を歌つては
いかぬ。さたの限りじやない。気がど
うかしているのじやないかと私は申し
上げた。こういう点について文部省
はこれを監視するのですか。教育委員
会はこういうことも黙っているのが教
育委員会の使命でありましようか。話
は飛びますけれども、そういう連中に

中共から大分金が来ているといううわさも飛んでおる。訴訟も起つておるといふことを聞いて言い訳しておるといふことも聞いたのだが、今時間がございませぬから、それをお聞きしようとは思ひませぬ。文部省の存在がいずれにありやと私は嘆きたい。時間がないから、私は今記録に残つていただけ読み上げて御参考に使ひます。伊勢新聞の昭和二十八年六月十五日の記事に、一日教組第十回定期大会最終日は十四日午前九時半宇治山田市厚生小学校講

堂で続会。中略。本年度運動方針並に大会スローガン、案案を承認、さらに内灘採取反対策として各府県から一名ずつ現地へ調査団を派遣すること、浅間山山麓演習地初め全国軍事基地撤廃闘争資金獲得運動を起し、一人十円以上の寄付金を七月中に集めることを決定、内灘など再軍備計画の進められてゐる現在、日教組はあくまで戦争勢力と対決し、向米一辺倒の政治態勢を打破し、同時に中国初め、全世界の労働者、農民、学生と手を取り合い、平和と自由を獲得せん」との声明書を発表」こう書いてある。これが教育者を中心とした組合のあり方でございましょうか。これがすなわち先ほど来やかましくいういわゆる教育基本法とどういふところで合致するのでございましょうか。御説明があればいただきたい。なお大事なことから一日くらい間をおいて御返答をいただいても、私は急ぐわけでありませんから……。これは教育のあり方として憲法の精神を逸脱していると私は思う。いわゆる教育基本法すら無視した行動ではないか。内灘の問題に十円出すのは教育に何の關係がありますか。

なお私はこの間、日教組は金があるというのを申し上げたら、あれは違う、二千五百万円出したのは教員ばかりではない、生徒や何かにも寄付さしたんだと言っているが、あの記録を見ますと、二千五百万円の内訳の中に、水害対策委員会が全国の児童から一人一円、組合員から十円と出ているじやありませんか。組合員から十円というのと、すなわち五十万人だと、五百万円出すということになる。ずいぶんあつさり金が出せる。ここで問題なのは、

各自が任意的に出すのか、この十円を。上の方できめて十円出せと命令したんじやないか。天くだりじやないか。大臣は天くだりだというが、近ごろの組合はみな天くだりだ。だから教育新聞なり雑誌は、評していなく、これ丹頂のつるなりという。頭が赤いという。頭が赤いということは、幹部に共産党員がいるということの皮肉です。こういう連中になれ、の大事な子弟をあずけて教育できますか。内閣へ行くとあつたら、もう少し教材を研究したらどうか。私はこの点において大臣はもとと大胆に施策を行つてもらいたい。私は決してちつぽけな日教組を目的のたきにするのではございせん。大事な仕事をあずかつてもらつてゐるから、特に指摘する。この点についてはもう少し詳しく私は論議したいと思ひますが、きょうは時間がございせんから……。御抱負総論等について御説明が願へば……。材料は幾らでもございます。この点だけ……。

○大達國務大臣 簡単に答え申し上げます。日教組の組合としてのあり方については、これは世間それ、批判があるところでありませう。私は、教員諸君がその政治的な意見を持ち、また政治活動をせられることが、少くとも法を逸脱しない範囲においてそれをせられることは、別にこれについて批評を差控えます。ただ私の一番懸念いたしますことは、かようなことが自然、先ほども話の出ました教育の中立性というもののにどういふ関係を持つたか。これを突は非常に心配するのであります。御指摘の通り、もし特定の政党あるいは特殊の政派の現在の政治的主張をそのまま純真な生徒、子供の脳裡に移されんということであれば、これは私はゆゆしき事態であると思ふのであります。学校の先生が政治的意見を持つことに別にどういふ申しませんが、子供にそれを移してしまふということはいへんなことである、かように考へまして、この意味におきまして今後文部省としてはできるだけの指導をして参りたい、かように考へております。先ほど地方教育委員の問題もありましたが、お話のように、どうも行儀の悪い先生が子供に接するということ、決して子供に行儀をよくするゆゑにはありません。私は各地域々々で純真な子供を相手として行われる教育が、その中立性を冒瀆されることのないように、また学校の先生のその職務上の態度、勤惰その他について遺憾のないように、地方教育委員がこれを見張つておつてもらいたいと思ふのであります。その意味において文部省は今後活潑な指導をして行きたい、かように考へております。

○世耕委員 ついでにお尋ねいたしますが、教員の自主性ということが非常に問題になつてゐる。近ごろは上の方できめたものをそのまま押しつけている。きわめて非民主的な行動が日教組の組合活動の中にあるというところは、日教組の部内からも私は聞いてゐる。教員の自主性ということ、平和教育確立の上に非常に大切なことです。その自主性を守るのにはいかなる方法がいかにということ、文部省としてお考へになつていなければならぬと思ふ、たとえば某候補を立候補させるのに、お前たちは三百円ほど月給から差引けといつて、天引で差引かれてゐる事例がある。そしてぶつ／＼言いながら突

は出さなくちやならぬということ、すでに自主性を欠いてゐるということだ。これは教育者としてあり得ることではないがと思ひながらも、上の圧迫を恐れてぶつ／＼言ひながら十円出す、二十円出す、百円出すというやうなことは、すでに経済的に自ら自主性を失つてゐる。その地位並びに教育の方針に対して自主性が持てないということが、今日の最も大きな問題となつてゐる。あるいは日教組自体が右に行かうが左に行かうが、われ／＼の関することではない。むしろ教育の自主性がいかに今日確保されてゐるかというところに非常に疑点がある。この点についてちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○大達國務大臣 教育の自主性ということでありませうが、むしろ今日の新しい制度の上においては、これが一番強調されておると思ふのであります。いわゆる地方教育委員制度というものは、この趣旨の上に立ち、いわゆる民主的、教育制度であるというゆゑがそこにあると思ふのであります。ただ教職員が戦争前には――戦争前という誤解があるかもしれませうが、わが国の秩序の整つた以前の時代におきましては、教育者のとうとき天職や使命というものに誇りを持つて、教育の仕事に、菲薄な待遇を受けながら當つて来たといふことは顯著なる事実であると思ふのであります。ただ今日やもすればそういう点が欠けておはしないか――これは決して断定はできないこととありますが、そういう点は考えられるのであります。この点は教職員諸君がそのとうとい使命、天職に目ざめて、誇りを持つて大切な子供を預か

つてゐるということをお覺せられるように、私は強く希望してゐるのであります。

○世耕委員 教育委員会法第一条には「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきである」といふ自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行う」といふことが出ておるが、これに反した行動が各所に行われておる。ゆゑにこの機会に大臣といたしましては、今後こういう誤つた事例が發生しないように、訓令なり訓示なりを發する御意思ありやいなや、この点だけ一点伺つておきたい。

○大達國務大臣 教育の中立性を維持するために、文部大臣として何らかの形において、指示と申しますか、指導と申しますか、さういふに処置をとりたいと思つております。

○辻委員長 文部行政に関する質疑はこの程度にとどめ、次の日程に移ります。

○辻委員長 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑があればこれを許します。

○前田(榮)委員 国立学校設置法の一部を改正する法律案の条項に関することは、部を改正する法律案の条項に関することではないのでありますが、この際当局にお尋ね申し上げておきたいことがあります。今衆議院の地方行政委員会にかかつておる自治大学校設置法、これは警察関係の警察大学とかあるいは保安庁の中における保安大学とかいふやうなものと同じやうな意味で、自治庁管理のもとに自治大学校を置くといふこととありますが、私は地方自治の問題は、今日の民主主義政治の上におい

て非常に重要な点ではないかと思ひます。こういう学校教育制度を文部省が統一する上からいつても、文部省の管理下に置くのが妥当ではないかと思ひます。従つて今の大学の中へ地方自治学科とかあるいは学部とか、――これはどういふことでもいいのであります。が、さういふものを置かれるのが適當ではないかと思ふのです。これはアメリカ等にも置かれておるのであります。が、さういふことで地方自治に関するところの自治庁の行政面をも十分研究する機会を与えるやうな考へを持つておられるかどうか、この点が第一点。

それから地方自治庁が計画いたしました地方自治大学校設置法についての相談を受けられたかどうか、これについてどういふお考へを持つておるか、この点をまず第一にお尋ねいたします。

○稲田政府委員 御指摘になりました自治大学校は、大学校と申しておりますが、これはいわゆる大学ではないのであります。内容を見ますと、これは現職の地方公務員の再教育機関であるやうでございませう。かくのごとき再教育機関であるとか、あるいはもうすでに公務員となつながら養成をするやうな教育機関は、文部省が所管いたします。一般教育の学校体系とは別に、従来とも各省で所管せられることになつております。

この件について相談があつたかといふ点につきましては、直接事務的にこの法案の合議はないのでございませうが、もちろん次官會議その他におきまして、文部省といたしましても内容を

知る機会を持ち得たのでございませう。

それからさらに、一般の大学教育においての地方自治という点につきましては、われ／＼といたしまして、もう自治問題及び国家社会の今後の緊要な課題につきましては、なるべくそういう方面の講座あるいは教育施設を充実して参りたいと考えてございませう。それが充実いたしましたあかつきにおきましては、公開講座その他におきまして、また一般の現職教育等に用い得られると思ひますが、さしあたり自治庁の企画といたすところは、そうした再教育施設でありますので、われわれといたしましては、直接関与いたさないことにいたしております。

○前田(業)委員 簡単にお尋ね申し上げますが、地方行政委員の中にも、これは今申された通りに、学校というところで今の行政官の再教育をするということ、これは意義があるとしており、私もそう思ふのであります。ただ今の地方自治教育というものが、もう少し今の大学等において、実際行政面に携わるのに役立つ教育が行われておるといたしますならば、そう別に学校等というものを置かなくても、そこへ聴講生を出すと、いろいろなことで間に合うのではないかと思ふのであります。これは警察大学、保安大学とは全然性質が違ふのであつて、そういうものは別な性格を持つておりますから、私はこれを今の大学の中へ置くことを希望するような御議論はいたしませんか、もつと進んで地方自治教育というものの、あるいは地方自治学というものの発展をするように、今の大学の教科内容、あるいは設備等を改善して行けば、自然自治庁あたり、こういうものを置かなくても済む

ような状態になるんじゃないかと思ふのです。この点十分御研究をお願いいたしておきます。

○辻委員長 ほかには御質疑はありませんか。

○野原委員 この設置法の一部を改正する法律案をずっと説明を聞いたわけでございますけれども、なお私が釈然としない点の一つあるのをごさいます。それは、新制大学が設置せられてかなりの年月を経過するわけでございますが、しかしながら新制大学は、必ずしも充実されておるとは私は考えない。その新制大学の充実という点は、実はこの外に置かれてしまつて、そして短期大学を五つ新設せられるところの文部省の趣旨、この点について明確にひとつ御答弁が願ひたいと思ひます。どういうわけに短期大学を新設するかということですか。

○稲田政府委員 新制大学の施設あるいは定員等につきましては、御承知のごとく年々逐次充実を心がけて予算にも実現いたしておるわけでございます。御指摘の短期大学設置につきましては、これはやはり教育の機会均等の一助とも申しますか、地方における昼間勤労青年で、大学程度の教育を受けたいと希望せられる方に対する教育施設がないという点が、ずいぶん地方で指摘もあり、地方から要望もございませう。昼間の大学教育施設がございませうれば、それを元といたしまして、これを利用することによつて、夜間の短期大学を設置して、そうした勤労青年の修学に便宜を得しめたい、こういう意味で過去三箇年間に地方的にまた学部の種類を考慮しつつ、三つあるいは四つ五つ短期大学を増設して参つたような次第でございます。

○野原委員 私の意見を申し述べますと、短期大学を五つつける予算があるならば、これを新制大学の充実にあつてもらいたしたいという見解を私は持つのであります。ところが五つの短期大学をつくつて、教育の機会均等云々といわれましても、しかしながら私は新制大学は、夜間であつてはいけないうという何か法的根拠でもあるのをごさいますか、お尋ねいたします。夜間の新制大学というものはできないというやうなことにでもなつておるのでしようか、お尋ねしたい。

○稲田政府委員 私立においてもたくさんございまして、国立においても、たとえば横浜国立大学のごときは、夜間の工学部を持っております。

○野原委員 従つて夜間新制大学というものを、私の意見としては考へておるわけですが、ことさらにこの短期大学に持つて行つたというその点の御説明が私にはどうもピンと来ないのです。もう少しはつきりおつしやつていただきたい。

○稲田政府委員 もちろん横浜あるいは神戸等の夜間の大学、これも充実いたしますし、また将来方々に設置することも考へ得られると思ひますけれども、さしあたりこれらの短期大学をつくりましますにつきましては、地方の議会あるいは地方の理事者その他、地方に非常に要望がありまして、勤労青少年としてぜひ短期大学程度の専門技術教育を受けたい、こういう者が多いからつくつてくれというお話で、われ／＼といたしまして、その御要望に従つて努力いたして参つた次第でございます。

○辻委員長 ほかには御質疑はありませんか。なければ本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

○稲田政府委員 御異議なしと認めます。

○辻委員長 御異議なしと認めます。それでは本案を討論に付します。討論の通告も別にないやうでありますので、討論を省略してただちに採決を行いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○稲田政府委員 政令の内容といたしましては、どういふ職についた場合に免除するかという点を主として規定いたしましたと考えております。その職の範囲といたしましては、大学の教授であるとかあるいは助成金を受ける民間研究機関の職員であるとか、そういう職についた場合に免除するという予定でございます。

○小林(信)委員 実是一部というやうな場合は特殊なことで、大よそ全部が免除をされるというやうな傾向にしてほしいと私は思ふのでございませう、そういう御意であるかどうか。

○稲田政府委員 前条もこの条もそうでございますが、義務教育職員になつた場合とか、あるいは研究機関の研究員になりました場合は全部を免除する建前でございます。特殊な事情がありますれば一部を償還せしむる、こういう考へであります。

○世耕委員 その点であります。たとえば研究所員になつた、とつてもええれば同時に借金は繰引にしようと思ひます。ところが定員外はとつてもええぬ、希望するけれども採用してもらえぬばかりじやない、また借金も取立てられることは二重の負担になると思ふが、そういうやうな場合にどう公平に取扱うか。実際問題として私は陳情を受けたのであります。どう処理なさるつもりか、公平な取扱ひが必要ではないかと思ふ。

○稲田政府委員 大体この特別の研究

部とかあるいはその全部とかという限定的内容というものについてあらかじめ御承知になつておるかどうか、できましたらそういう点を率直にお話願ひたいと思ふのです。

○稲田政府委員 政令の内容といたしましては、どういふ職についた場合に免除するかという点を主として規定いたしましたと考えております。その職の範囲といたしましては、大学の教授であるとかあるいは助成金を受ける民間研究機関の職員であるとか、そういう職についた場合に免除するという予定でございます。

○小林(信)委員 実是一部というやうな場合は特殊なことで、大よそ全部が免除をされるというやうな傾向にしてほしいと私は思ふのでございませう、そういう御意であるかどうか。

○稲田政府委員 前条もこの条もそうでございますが、義務教育職員になつた場合とか、あるいは研究機関の研究員になりました場合は全部を免除する建前でございます。特殊な事情がありますれば一部を償還せしむる、こういう考へであります。

○世耕委員 その点であります。たとえば研究所員になつた、とつてもええれば同時に借金は繰引にしようと思ひます。ところが定員外はとつてもええぬ、希望するけれども採用してもらえぬばかりじやない、また借金も取立てられることは二重の負担になると思ふが、そういうやうな場合にどう公平に取扱うか。実際問題として私は陳情を受けたのであります。どう処理なさるつもりか、公平な取扱ひが必要ではないかと思ふ。

○稲田政府委員 大体この特別の研究

部とかあるいはその全部とかという限定的内容というものについてあらかじめ御承知になつておるかどうか、できましたらそういう点を率直にお話願ひたいと思ふのです。

○稲田政府委員 政令の内容といたしましては、どういふ職についた場合に免除するかという点を主として規定いたしましたと考えております。その職の範囲といたしましては、大学の教授であるとかあるいは助成金を受ける民間研究機関の職員であるとか、そういう職についた場合に免除するという予定でございます。

○小林(信)委員 実是一部というやうな場合は特殊なことで、大よそ全部が免除をされるというやうな傾向にしてほしいと私は思ふのでございませう、そういう御意であるかどうか。

○稲田政府委員 前条もこの条もそうでございますが、義務教育職員になつた場合とか、あるいは研究機関の研究員になりました場合は全部を免除する建前でございます。特殊な事情がありますれば一部を償還せしむる、こういう考へであります。

○世耕委員 その点であります。たとえば研究所員になつた、とつてもええれば同時に借金は繰引にしようと思ひます。ところが定員外はとつてもええぬ、希望するけれども採用してもらえぬばかりじやない、また借金も取立てられることは二重の負担になると思ふが、そういうやうな場合にどう公平に取扱うか。実際問題として私は陳情を受けたのであります。どう処理なさるつもりか、公平な取扱ひが必要ではないかと思ふ。

○稲田政府委員 大体この特別の研究

部とかあるいはその全部とかという限定的内容というものについてあらかじめ御承知になつておるかどうか、できましたらそういう点を率直にお話願ひたいと思ふのです。

○稲田政府委員 政令の内容といたしましては、どういふ職についた場合に免除するかという点を主として規定いたしましたと考えております。その職の範囲といたしましては、大学の教授であるとかあるいは助成金を受ける民間研究機関の職員であるとか、そういう職についた場合に免除するという予定でございます。

○小林(信)委員 実是一部というやうな場合は特殊なことで、大よそ全部が免除をされるというやうな傾向にしてほしいと私は思ふのでございませう、そういう御意であるかどうか。

○稲田政府委員 前条もこの条もそうでございますが、義務教育職員になつた場合とか、あるいは研究機関の研究員になりました場合は全部を免除する建前でございます。特殊な事情がありますれば一部を償還せしむる、こういう考へであります。

○世耕委員 その点であります。たとえば研究所員になつた、とつてもええれば同時に借金は繰引にしようと思ひます。ところが定員外はとつてもええぬ、希望するけれども採用してもらえぬばかりじやない、また借金も取立てられることは二重の負担になると思ふが、そういうやうな場合にどう公平に取扱うか。実際問題として私は陳情を受けたのであります。どう処理なさるつもりか、公平な取扱ひが必要ではないかと思ふ。

○稲田政府委員 大体この特別の研究

部とかあるいはその全部とかという限定的内容というものについてあらかじめ御承知になつておるかどうか、できましたらそういう点を率直にお話願ひたいと思ふのです。

○稲田政府委員 政令の内容といたしましては、どういふ職についた場合に免除するかという点を主として規定いたしましたと考えております。その職の範囲といたしましては、大学の教授であるとかあるいは助成金を受ける民間研究機関の職員であるとか、そういう職についた場合に免除するという予定でございます。

○小林(信)委員 実是一部というやうな場合は特殊なことで、大よそ全部が免除をされるというやうな傾向にしてほしいと私は思ふのでございませう、そういう御意であるかどうか。

○稲田政府委員 前条もこの条もそうでございますが、義務教育職員になつた場合とか、あるいは研究機関の研究員になりました場合は全部を免除する建前でございます。特殊な事情がありますれば一部を償還せしむる、こういう考へであります。

○世耕委員 その点であります。たとえば研究所員になつた、とつてもええれば同時に借金は繰引にしようと思ひます。ところが定員外はとつてもええぬ、希望するけれども採用してもらえぬばかりじやない、また借金も取立てられることは二重の負担になると思ふが、そういうやうな場合にどう公平に取扱うか。実際問題として私は陳情を受けたのであります。どう処理なさるつもりか、公平な取扱ひが必要ではないかと思ふ。

○稲田政府委員 大体この特別の研究

部とかあるいはその全部とかという限定的内容というものについてあらかじめ御承知になつておるかどうか、できましたらそういう点を率直にお話願ひたいと思ふのです。

○稲田政府委員 政令の内容といたしましては、どういふ職についた場合に免除するかという点を主として規定いたしましたと考えております。その職の範囲といたしましては、大学の教授であるとかあるいは助成金を受ける民間研究機関の職員であるとか、そういう職についた場合に免除するという予定でございます。

○小林(信)委員 実是一部というやうな場合は特殊なことで、大よそ全部が免除をされるというやうな傾向にしてほしいと私は思ふのでございませう、そういう御意であるかどうか。

○稲田政府委員 前条もこの条もそうでございますが、義務教育職員になつた場合とか、あるいは研究機関の研究員になりました場合は全部を免除する建前でございます。特殊な事情がありますれば一部を償還せしむる、こういう考へであります。

○世耕委員 その点であります。たとえば研究所員になつた、とつてもええれば同時に借金は繰引にしようと思ひます。ところが定員外はとつてもええぬ、希望するけれども採用してもらえぬばかりじやない、また借金も取立てられることは二重の負担になると思ふが、そういうやうな場合にどう公平に取扱うか。実際問題として私は陳情を受けたのであります。どう処理なさるつもりか、公平な取扱ひが必要ではないかと思ふ。

○稲田政府委員 大体この特別の研究

部とかあるいはその全部とかという限定的内容というものについてあらかじめ御承知になつておるかどうか、できましたらそういう点を率直にお話願ひたいと思ふのです。

○稲田政府委員 政令の内容といたしましては、どういふ職についた場合に免除するかという点を主として規定いたしましたと考えております。その職の範囲といたしましては、大学の教授であるとかあるいは助成金を受ける民間研究機関の職員であるとか、そういう職についた場合に免除するという予定でございます。

○小林(信)委員 実是一部というやうな場合は特殊なことで、大よそ全部が免除をされるというやうな傾向にしてほしいと私は思ふのでございませう、そういう御意であるかどうか。

○稲田政府委員 前条もこの条もそうでございますが、義務教育職員になつた場合とか、あるいは研究機関の研究員になりました場合は全部を免除する建前でございます。特殊な事情がありますれば一部を償還せしむる、こういう考へであります。

○世耕委員 その点であります。たとえば研究所員になつた、とつてもええれば同時に借金は繰引にしようと思ひます。ところが定員外はとつてもええぬ、希望するけれども採用してもらえぬばかりじやない、また借金も取立てられることは二重の負担になると思ふが、そういうやうな場合にどう公平に取扱うか。実際問題として私は陳情を受けたのであります。どう処理なさるつもりか、公平な取扱ひが必要ではないかと思ふ。

○稲田政府委員 大体この特別の研究

部とかあるいはその全部とかという限定的内容というものについてあらかじめ御承知になつておるかどうか、できましたらそういう点を率直にお話願ひたいと思ふのです。

○稲田政府委員 政令の内容といたしましては、どういふ職についた場合に免除するかという点を主として規定いたしましたと考えております。その職の範囲といたしましては、大学の教授であるとかあるいは助成金を受ける民間研究機関の職員であるとか、そういう職についた場合に免除するという予定でございます。

○小林(信)委員 実是一部というやうな場合は特殊なことで、大よそ全部が免除をされるというやうな傾向にしてほしいと私は思ふのでございませう、そういう御意であるかどうか。

○稲田政府委員 前条もこの条もそうでございますが、義務教育職員になつた場合とか、あるいは研究機関の研究員になりました場合は全部を免除する建前でございます。特殊な事情がありますれば一部を償還せしむる、こういう考へであります。

○世耕委員 その点であります。たとえば研究所員になつた、とつてもええれば同時に借金は繰引にしようと思ひます。ところが定員外はとつてもええぬ、希望するけれども採用してもらえぬばかりじやない、また借金も取立てられることは二重の負担になると思ふが、そういうやうな場合にどう公平に取扱うか。実際問題として私は陳情を受けたのであります。どう処理なさるつもりか、公平な取扱ひが必要ではないかと思ふ。

○稲田政府委員 大体この特別の研究

機関に要員を養成いたします意味の、いわゆる特別研究生と申します者に奨学金を与える範囲でございます。これは各大学その他大学院で非常に厳選いたします。非常に優秀な成績の者に金を貸すわけであります。従いまして当該大学に残るとか、あるいは民間における優秀な研究所に行き得る見込みのある者に貸すわけでございます。お話のように、たとえば就職が遅れるとか何とかというところにつきましては、多少の期間猶予いたしたいと考えております。

○世耕委員　そういう点に何か適当な親心を施してやらないと、非常に不公平なものがあると思う。むしろ文部省なり大学が採用するのだから縁故関係じやなくて、優秀な成績の者のみとるだろうとは思いますが、必ずしもそうでもないように思われる節がある。さような場合に公平な処置をとる――

場合によれば、せつかく優秀でありながら定員が満ちておるためにとれないという場合に、特別な事情を勘案して、むしろ借金は繰引きにしてやる、あるいは償還の期間を長くして好条件を与えるとか、何かそこに便法があつてしかるべきだと思う。この点もうーべんお伺いします。

○稲田政府委員　その場合の事情をよく検討しなければならぬと思ひますが、お説のような点については、実施の上に十分努力するようにいたしたいと思ひます。

○野原委員　第二十八条の第一項でございますが、「毎年度予算ノ範囲内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得」とあつて、従来は金額を限定して記載されておつたと思いますが、これがこういう

ふうに改正を見ておるのでございす。この点に關しまして、予算の範囲内ということになるとその年度のいろいろな予算の關係上、これが減額されるというおそれがないとも限らない。そういったしますと、育英制度の趣旨にこれは逆行するようなことになるかも知れないのでございす。この点に對する文部省としての御配慮があれば承りたいと思ひます。

○稲田政府委員　御承知のように、もともと育英會に對します貸付金は預金部運用の資金から貸付いたしておつたのでございす。資金運用の最近の方針によりまして、こうした方面に向けることが適當でないということ

で、政府貸付金になつたわけでございます。事務費に對しましても政府が金額を補助するということで、年々ずつと參つております。減額という御心配ではございすけれども、もちろん継続貸付けておりますものの単価及び人員、これはもう継続の貸付けてございすから減額すべきいわれもない。これをいかに拡張するかという点

については問題でございすけれども、それは予算を獲得する場合に十分御審議を願ひ、御考慮を願ひます。政府貸付金であります以上、やはり予算の範囲内という字はどうしても置かざるを得ないと思つております。

○野原委員　そういったしますと、年度によつて補助金が予算上縮小される危険性はない、局長がはつきりこのように申されたら私は受取つてよろしうございすか。

○稲田政府委員　政府支出の補助金であります以上、予算の範囲内という点がございすけれども、育英會運用の

スケールはきまつておりますから、いわれない減額ということとは、私どもは予想もいたしておりません。

○辻委員　他に御質疑はございせんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○辻委員　なければ、本案に對する質疑はこれにて終了いたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○辻委員　御異議なしと認めます。

それでは本案を討論に付します。討論の通告もないようでございますから、討論を省略してただちに採決を行いたいと思ひますが、御異議ありせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○辻委員　御異議なしと認めます。

よつて討論は省略されました。

採決いたします。大日本育英會法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を望みます。

〔総員起立〕

○辻委員　起立議員。よつて本案は原案の通り可決せられました。

なお報告書の提出等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○辻委員　御異議なしと認め、さよう決します。

本日はこれにて散會し、次會は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時五十八分散會

〔參照〕

国立學校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
大日本育英會法の一部を改正する法

法律案(内閣提出)に關する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十八年七月十日印刷

昭和二十八年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局